

家庭用井戸の水質検査を実施される皆様へ

町では、飲用水の安全性を確保し、健康を守るため、一般家庭における飲用水の水質検査を実施した方に補助金を交付します。

◎補助を受けることができる方

- ・日南町水道未普及地域に居住する個人
- ・町税等の滞納者でないこと。
- ・当年度に水質検査を実施した者
- ・5年以内に本補助金を受けていないこと

◎対象となる水質検査の内容

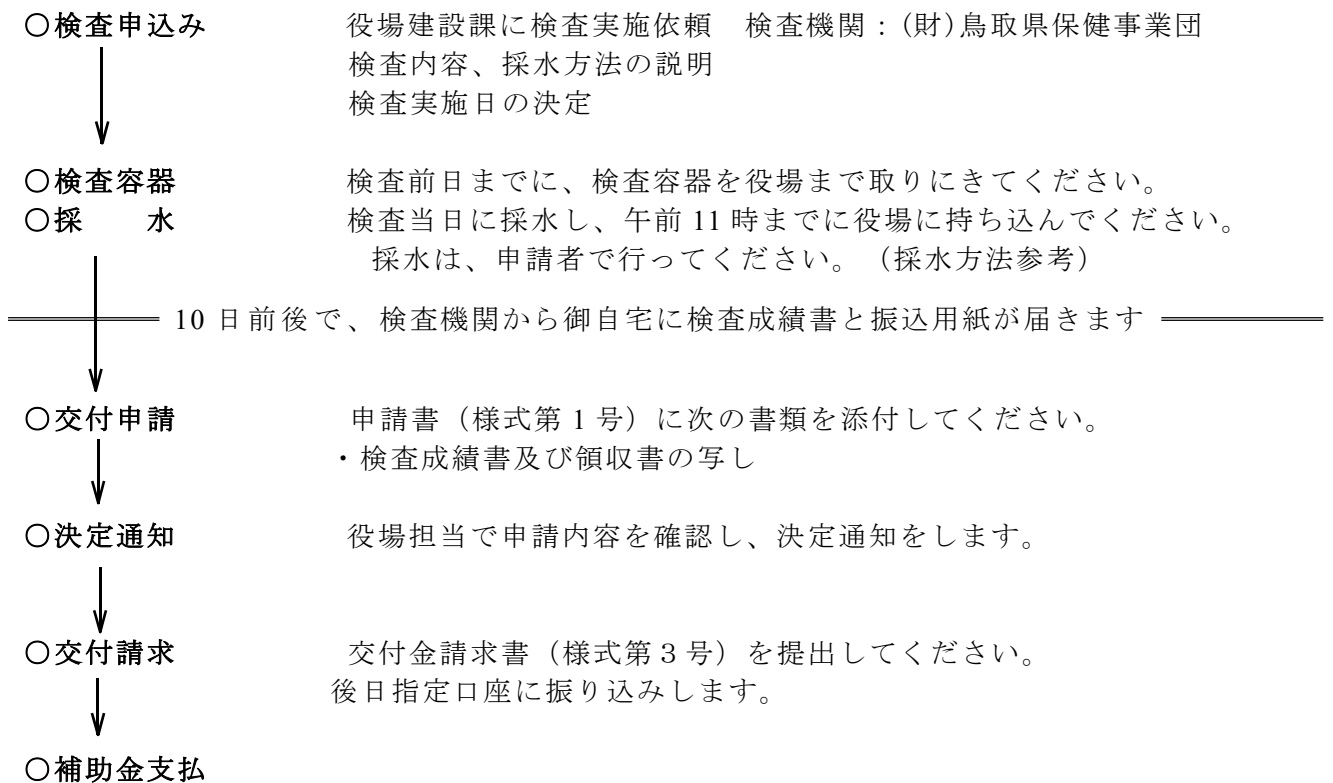
水道法の規定に基づく水質基準に関する省令に定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）量）、PH値、味、臭気、色度、濁度、硬度の13項目（いわゆる保健事業団の行う飲用水適否検査）が基本です。

◎補助金の額

- ・水質検査料金が1万円未満の場合 水質検査料金の2分の1に相当する額（100円未満切捨）
- ・水質検査料金が1万円以上の場合 5,000円
- ・生活保護世帯、住民税免除世帯の場合 水質検査料金の全額

【飲用水適否（13項目）検査料 7,700円 R2.10.1現在】

◎検査申込みから申請までの流れ



【お問い合わせ】 建設課 上下水道室
TEL 82-1113